

一般質問の要約



困窮者支援について

田中 まどか

問 新型コロナウイルス感染症の影響による生活保護、生活福祉資金、住居確保給付金の利用状況の変化は。

答 生活保護の相談件数は、今年の4月から8月末までが77件で、昨年同月期は78件であった。生活福祉資金の貸し付け等に関する新規相談件数は、昨年度の一年間で256件に対し、本年度は8月末までの5カ月間で275件である。住居確保給付金は、昨年度までは該当者がいなかったが、現在は13件の支給決定をしている。

今後、困窮世帯が増える可能性もあり、社会福祉協議会と連携し、きめ細かな対応をしていく。  
**福祉相談体制の充実について**

問 本市の福祉相談窓口は、オープンな反面、人に聞かれたくない話が多いという声がある。

秘密を守り、複雑な相談に向き合うためには、相談室の整備と担当者のスキル向上が重要であると考えますが、これらに対する見解と事業の多くを委託している社会福祉協議会での対応の状況は。

答 福祉相談で優先的に使用できる相談室は2室で、その他、会議室の使用や訪問による相談も行っている。増設は難しいのでプライバシーに配慮していく。市では担当者として社会福祉士などの専門職員を配置するとともに、研修を通じて能力向上に努めている。このことは、社会福祉協議会においても同様である。

**川遊びの安全とマナー対策について**

問 水の事故防止には、ライフジャケットの着用が大変有効であると考えられる。日高市における川の死亡事故を一件も起こさない取り組みとして、これを啓発してはどうか。

答 国土交通省や県でも推奨しており、今後、啓発方法を検討していく。

問 路上駐車やごみの放置で近隣住民が迷惑を被っているが、その対策は。

答 路上駐車へは飯能警察署にパトロール強化を依頼している。また、ごみの放置へは地元のパラソニア団体等に清掃を依頼しているが、効果的な対策を検討していく。



ひしめく川遊び客(8月・鹿台橋付近)

関係機関に意見書を提出しました

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は、憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は今日に至るまでの70年を超える間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、平成19年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立したことに伴い、国会に憲法審査会が設置され、憲法第96条に定める改正の為の国民投票が可能となったところであるが、議論が進展しているとは言いがたい状況にある。

憲法は国家の基本規程であり、その内容については、国会はもちろんのこと主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国においては日本国憲法について、国会において活発かつ広範な論議を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長 様 参議院議長 様 内閣総理大臣 様  
内閣官房長官 様 総務大臣 様 法務大臣 様